「秋田県耐震改修促進計画（第3期計画）」の概要

【第3期計画策定の背景】
- 現計画の計画期間終了を迎え、引き続き建築物の耐震化へ取り組む必要があることから、第3期計画を策定する
- 現計画の目標値に対する評価を実施する

【県内で想定される地震被害の状況】
「秋田県地震被害想定調査（平成25年8月）」によれば、人的被害（死者及び負傷者）の約9割が建物の倒壊が原因

⇩

建築物の倒壊を防ぐほか、被災後の拠点となる施設を確実に確保するため、建築物の耐震化の推進に努めることが必要

計画期間及び住宅・特定建築物の耐震化の目標値

計画期間 ： 令和3年～令和7年（5年間）

目標値 ： 住宅の耐震化率　84.8%（令和2年度末） → 95%（令和7年度末）

特定建築物※1の耐震化率　92.4%（令和2年度末） → 95%（令和7年度末）

【参考】国の基本方針等における目標

住宅 → 耐震性の不足する住宅をおおむね解消（令和12年まで）

特定建築物 → 耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消（令和7年まで）

【耐震化促進の取り組み】
- 地震時の安全対策及び耐震化の重要性の普及啓発
- 木造住宅耐震診断・耐震改修の相談窓口の開設
- 木造住宅の耐震化への支援
  （市町村との連携により、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助の実施）
- リフォームに併せた耐震診断、耐震改修への誘導
- 耐震診断義務化建築物の耐震化の促進
- 耐震改修促進法に基づく、指導・助言
- 市町村耐震改修促進計画の策定に向けた支援等の実施
- 市町村及び関係団体との連携

参考　耐震化の現状及び目標

【住宅】（戸数）

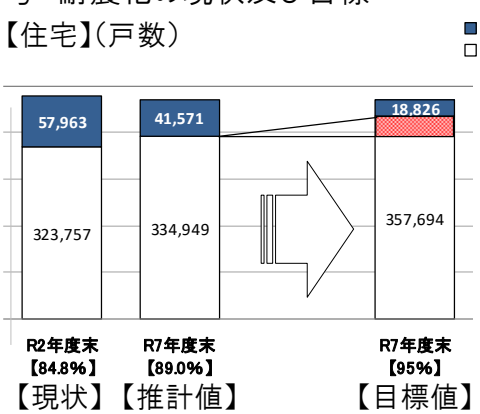

【特定建築物】（棟数）

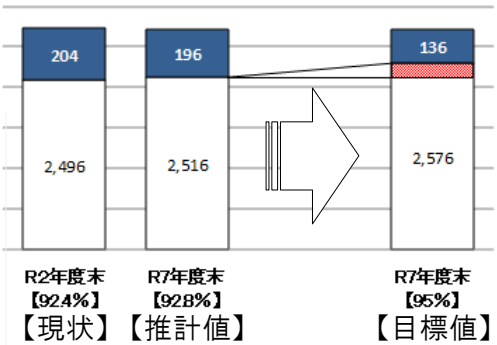

※1. 耐震改修促進法第14条第1号及び第2号における特定既存耐震不適格建築物をいう